

平和講演会

米国の公文書に記された “ヒバク”の真実

奈良大学文学部史学科教授 高橋 博子氏

とき 2022年10月16日(日)14:30~16:00 予定
ところ 神奈川県保険医協会会議室(WEBライブ配信併用)

核戦争防止神奈川県医師の会
神奈川県保険医協会

2022年10月16日（日）14時30分～16時00分於：神奈川県保険医協会・会議室
主催：核戦争防止神奈川県医師の会／神奈川県保険医協会

米国の公文書に記された“ヒバク”的真実

高橋 博子（奈良大学文学部史学科 教授）

takahashih@daibutsu.nara-u.ac.jp

◆1◆ 1945年8月10日付けの新聞（朝日新聞大阪本社版）で「新型爆弾対策」を発表
壕と防空服裝を整備 新型爆弾へ防空總本部の注意」・・・新型爆弾に対して防空總本部では
九日対策（その二）として次の如き心得を発表した

一、 新型爆弾に対して退避壕は極めて有効であるからこれを信用し出来るだけ頑丈に整備
し、利用すること

二、 軍服程度の衣類を着用していれば火傷の心配はない。防空頭巾および手袋を着用して
をれば手や足を完全に火傷から保護することが出来る

三、 前述の退避壕を咄嗟の場合に使用し得ない場合は地面に伏せるか堅牢建造物の陰を利
用すること

四、 絶対に屋内の防空壕を避けて屋外の防空壕に入ること

八日発表した心得のほか以上のこととを実施すれば新型爆弾をさほど惧れることはなく、な
ほ爆弾に対する対策は次々に発表する

「ピカッ！物陰に：廣島の経験を活かせ」・・・自分の体験ではピカッと光った瞬間机の下
だとか、物陰に身をひそめさえすれば火傷しないでませただろうし、壕蓋のある防空壕に
入っておれば大丈夫だと思ふ」

◆2◆ 日本帝国政府 米機の新型爆弾による攻撃に対する抗議文 昭和20年8月10日

「そもそも交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものにあらざること及び
不必要な苦痛を与るべき兵器、投射物その他の物質を使用すべからざることは戦時国際法
の根本原則にして それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書陸戦の法規慣例に関する
規則第22条および第23条(ホ)号に明定せらるる所なり。米国政府は今次世界の戦乱勃発
以来再三にわたり毒ガスないしその他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の世論により
不法とせられおれりとし対手国側において まずこれを使用せざる限りこれを使用するこ
となかるべき旨声明したるが 米国が今回使用したる本件爆弾はその性能の無差別かつ残
虐性において従来斯る性能を有するがゆえに使用を禁止せられおる毒ガスその他の兵器を
遙かに凌駕しおれり。米国は国際法および人道の根本原則を無視して既に広範囲にわたり
帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し來り多数の老幼婦女子を殺傷し神社、仏閣、学校、

病院、一般民家等を倒壊または焼失せしめたり。而して今や新規にしてかつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性、残虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪悪なり。帝国政府はここに自らの名においてかつまた全人類および文明の名において米国政府を糞弾すると共に即時斯る非人道的兵器の使用を放棄すべきことを厳重に要求す。」

◆ 3 ◆ The New York Times on September 13, 1945 “No Radioactivity in Hiroshima Ruin.” Brigadier General T.F. Farrell, deputy military commander of the Manhattan Project “reported tonight after a survey of blasted Hiroshima that the explosive power of the secret weapon was greater than its inventors envisaged, but that he denied categorically that it produced a dangerous, lingering radioactivity in the ruins of the town or caused a form of poison gas at the moment of explosion

◆ 4 ◆ 1945 年 9 月 5 日 『デイリー・エクスプレス』に ウィルフレッド・バーチェット (Wilfred Burchett) の記事が掲載される

原爆病 (The Atomic Plague) 広島では、最初の原子爆弾が都市を破壊し世界を驚かせた 30 日後も、人々は、かの惨禍によってけがを受けていない人々であっても、「原爆病」としか言いようのない未知の理由によって、いまだに不可解かつ悲惨にも亡くなり続けている。

◆ 1948 年末、元マンハッタン計画医学部門責任者スタッフオード・ウォレン「日本の二つの都市で起こったような、上空での原爆の爆発は、爆風によって破壊し、爆風やガンマ線・中性子線の放射によって殺傷する。危険な核分裂物質は亜成層圏にまで上昇し、そこに吹く風によって薄められ消散させられる。都市は危険な物質に汚染されるわけではなくすぐに再居住してもさしつかえない。」(Medical Radiography and Photography [Eastman Kodak Company Rochester, N.Y., vol. 24 no. 2 1948])

◆ 5 ◆ アメリカの核開発

1942 年～ マンハッタン管区 (陸軍省) ・・・ 原爆開発

1946 年～ 米原子力法→米原子力委員会発足 (連邦政府機関) ・・・ 核開発 核実験の責任機関

1973 年～1977 年 移行期

1977 年～ エネルギー省 (連邦政府機関) ・・・ 核開発 核実験の責任機関

◆ 6 ◆ 米原子力委員会「放射性物質を医学、生物、保健、もしくは軍事目的のために活用するため」の研究や開発活動を指揮する機関 (米原子力法第 3 節第 3 項)

◆ 7 ◆放射線兵器開発

マンハッタン工兵管区 放射性物質毒性小委員会を設置

戦後米軍特殊兵器計画 放射線兵器・生物化学兵器の開発に携わる。

米原子力委員会とも共同で放射線兵器開発

→栗原岳史「第二次世界大戦後の米国における放射能戦の研究開発体制の成立過程：1945-1948」（『技術文化論叢』第12号（2009年）31-55頁）Lisa Martino-Taylor, Behind the Fog: how the u. s. cold war radiological weapons program exposed innocent Americans, (Routledge: New York, 2018)

米軍特殊兵器計画（AFSWP: Armed Forces Special Weapon Project）

米軍特殊兵器計画初代本部長・・・レスリー・グローブズ元マンハッタン計画責任者

生物・化学・放射線兵器を検討→ユタ州の Dugway 実験場が使用される。

◆ 8 ◆ABCC : Atomic Bomb Casualty Commission

原爆傷害調査委員会

米科学アカデミーが管轄

研究資金は核開発を行う機関で、マンハッタン管区を引き継いで発足した米原子力委員会が提供

米国に送付された被爆資料は米軍病理学研究所が保管

→アメリカの軍事・民間防衛のための研究

→軍事機密資料として扱われ続ける。

◆ 9 ◆米原子力委員会の ABCC 研究継続の発表

新聞とラジオ向け 日曜の新聞で公開 Tel. ST 8000, Brs. 307, 308
1950年6月18日

原爆障害調査委員会（ABCC）の日本人原爆生存者の研究継続

広島・長崎の日本人生存者は明らかに原爆による急性の、もしくは即時の影響からは回復しました。しかし米国立アカデミーの ABCC の記録によると、この数か月で遅発性の影響の形跡、すなわち白内障の形成が明るみになりました。1947 年以来、米原子力委員会の援助により、ABCC は 2 つの被爆地の人口への医学的・遺伝的影響についての継続的調査を行ってきました。日本人生存者は原爆で被爆した世界で唯一のグループとなりました。この理由から ABCC の医学的成果は科学者にとって、そして合衆国の軍事・民間防衛計画にとって重大な意義があります。

研究成果は科学雑誌にて報告され、国防総省、国家安全保障局、米国公衆衛生局やその他、本国の原爆災害の際に防護と救援対策に責任のある機関に利用可能になるでしょう。

(Atomic Bomb Casualty Commission to Continue Studies of Japanese Atomic Bomb Survivors, June 18, 1950, Record of the Office of Public Information Copies of

Speeches of AEC Officials, 1947-1974, Entry 24, Record Group 326, National Archives at College Park, College Park, Maryland.)

◆ 10 ◆ 1950 年、原爆対策本として米原子力委員会・国防省・ロス・アラモス科学研究所が『原子兵器の効果』を出版

「このような放射能による危険は特殊な事情の下においてだけ起こり得るということをはじめに強調しなければならない。高空あるいは可成り高い空中で爆発する時にこの危険は本質的には起こらない」「日本での原子爆発後、核分裂生成物や原子爆弾に用いた材料に由来する放射能による障害または疾病は少しも見られなかった」→残留放射線による危険はないとしている。

「地中爆発やベース・サービジに伴う水中爆発は居住地地域を汚染し得るし、そのような場合には残留放射能による危険は重大になるであろう。放射性物質を放射線戦争の兵器として用いた場合に同様の状態が起こり得るであろう」。→放射性降下物を兵器としての使用を意識。

・「空中爆発」の場合が極めて広い範囲に分散し、「健康に対する危険」という点から見れば、無視することができる

・風や雨雲など特殊な気象条件で「ある特定の地域に大量の放射性物質が沈積することはあるかも知れない。しかし、そんなことは何時もあるとは考えられない」

・広島・長崎の場合は残留放射線はないことが強調され、アメリカの公式見解が踏襲される。黒い雨による被害も具体的には触れず「いつもあるとは限らない」と、否定ではないが、通常はないかのように説明している。

「放射線に対する感受性という問題自身が、非常に不明瞭なものであるために、条件が非常にさまざまの場合の許容量については大体の目安としては、上に述べた報告が役に立つかと思う。なかには、他の人よりも犯されたすい人たちも勿論あるが、実用上の目的には統計的平均を考えなくてはならない」と放射線への感受性の高い人々を切り捨てるような説明がなされている。

◆ 11 ◆ 米原子力委員会 「高威力核爆発の影響」1955年2月15日 空中爆発による降灰
13 爆弾が空中で爆発して、火薬体が地表に接触しないばあいには、爆弾内で発生した放射能は爆弾の外被自体から生じた固形粒子およびまたま空中にあった塵だけに凝集する。地表から吸い上げられる物質がないばあいには、これらのものは爆弾から発生する水蒸気および空中の塵に凝集してもっとも小さな粒子だけを形成する。これらのものは爆弾から発生する水蒸気および空中の塵に凝集して最も小さな粒子だけを形成する。これらの微小な物体は、数日間、あるいは数ヶ月にわたって、きわめて広範な地域一一おそらく全世界に及ぶであろう。しかし、これらの物体はきわめて緩慢に落下するのであって、その結果、地表に到達するまでにはその大部分のものが大気中に消散して無害なものとなり、残存する

汚染は広く分散される

14 しかし、爆発が地表もしくは地表近くで爆発し、火薬体が地表に接触したばあいには、大量の物質が爆弾雲のなかに吸い込まれるであろう。このようにしてできた粒子の多くのものは、重いために、まだ強烈な放射能をもっているうちに急速に効果する。その結果、比較的局限された地域が放射能によってきわめて強く汚染され、これよりもはるかに広い地域でも、ある程度の危険が生じることになる。これら大型の重い粒子は緩慢に広範な地域に渡って浮動するのではなく、急速に降下するために、大気のうちで消散して無害になる時間もなく、また風によって分散される時間もない。(『世界週報』1955年3月11日掲載 所収 第五福竜丸平和協会編『新装版 ビキニ水爆被災資料集』2014年、東京大学出版会、24-31頁)

◆ 12 ◆米統合参謀本部が2019年6月に発表した新方針(Joint Publication 3-72 Nuclear Operations, 11 June 2019)

https://irp.fas.org/doddir/dod/jp3_72.pdf

「放射性降下物。核爆発からの兵器の残骸、おもに核分裂の残骸は、放射能が強い。地表(水面)近く、地表(水面)、もしくは地表(水面)下からの放射性物質の残骸、放射能の残骸の雲から広まった土は、放射性物質の残骸によって、誘導放射化され、また結びついで、放射線被害をもたらす。比較的重い放射性微粒子は爆発のすぐ後に爆心地近くの地域に到達する。比較的軽い微粒子は、気候や大気の状態によって、後に、またより遠くの地面に到達する。」

→空中高く爆発した場合については説明していない(広島・長崎の例)。

→広島・長崎型の3分の1→「小さな核」「使える核」という発想にむすびついているのでは。

(3) Fallout. The weapon debris from a nuclear burst, mainly remnants of fissioned atoms, is highly radioactive. Soil swept into the radioactive debris cloud from a near-surface, surface, or subsurface burst may become activated by and combine with the radioactive debris to create a radioactive hazard, particularly as it falls back to the ground. The heavier fallout particles reach the area around ground zero shortly after the burst. The lighter particles reach the ground at later times and at greater distances, depending on weather and atmospheric conditions.

◆ 13 ◆モートン・ハルペリン(Morton H. Halperin)「1958年台湾危機:ドキュメント・ヒストリー」

1958年の台湾危機当時、統合参謀本部はジョン・フォスター・ダレス国務長官に次のように

に説明。

“By employing air-burst weapons, this could be accomplished with no significant radioactive-fallout implications in either the Amoy area or on Quemoy/Taiwan.”

(544頁)

空中爆発兵器の使用によって、中国本土も台湾側も放射性降下物がたいしたことないから民間人への影響は少ない、と議論。ダレスは蒋介石に、「アメリカが核兵器を使って欲しいか」と聞いたところ、蒋介石は「核兵器を使う必要はないが、戦術核なら望ましい」(527頁)。ダレス「核兵器の地上レベルの爆発だけが効果的に”The Gun”的力を發揮でき、放射性降下物によってのほとんどの人々を殺すであろう。」(529頁)

→当時の認識として地上爆発による放射性降下物の影響は大きいが空中爆発の場合はたいしたことがないという認識。

◆ 14 ◆

1943年 マンハッタン計画での放射線毒性小委員会で放射能兵器を検討。

1945年の広島・長崎で残留放射能の影響が強いことを知りながら隠蔽。

1946年のビキニ環礁原爆実験で、低い高度で爆発させれば、汚染がより強いことが判明。

1947年 米軍特殊兵器計画で放射能兵器を計画

1949年 放射性降下物に注目した研究 ガブリエル作戦開始

1950年代 1960年代「小型核」を低い高度で爆発させることによる放射性降下物兵器（放射能兵器）を具体化・使用を検討。

1953年8月 プロジェクト・サンシャイン開始

◆ 15 ◆ トランプ政権で、国防次官補代理として核政策を務めていたエルブリッジ・コルビー氏

「アメリカは中国と霸権争いをしており、戦争を抑止するための“準備”が必要でした。そのための選択肢として、小型の核兵器の配備が議論されようとしています」

NHK：それは残留放射線（フォールアウト）を出さないのか？

「地中で爆発せたら、多くの残留放射線が発生しますが、空中だと最小限で済みます。爆発させる高度が非常に重要です」

NHKスペシャル『原爆初動調査』(2021年8月9日放送)

2020年2月4日、米国防総省はロシアへの「抑止力」を高めるため「米海軍が潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)用に爆発力を抑えた低出力の小型核弾頭を実戦配備した」と発表し、

「米メディアや専門家によると、小型核弾頭の爆発の規模はTNT火薬換算で5キロトン級に抑えたとされ、広島に投下された原爆（推定約15キロトン）より威力が小さい。ロード国防次官は声明で『米国に迅速でより残存可能な低出力の戦略兵器をもたらす。米国の拡大抑止（核の傘）を支え、潜在的な敵に限定的な核使用は何の利点もないことを示す』と説明

した2)』『朝日新聞』(2020年2月5日)

米国防総省は「爆発力を抑えた低出力の小型核弾頭」、すなわち広島型の3分の1の爆発力の核兵器の配備を発表。低核出力 (low yield: 低威力) という表現とは。

◆16◆現在日本政府がとっている住民帰還政策では年間20mSvを規準

→国際放射線防護委員会 (ICRP) が提唱する ICRP2007年勧告での推奨値を参考に決められる

文部科学省の放射線審議会 (会長・丹羽太貫京都大学名誉教授。現在放射線影響研究所理事長) 2011年3月26日に妥当と答申

審議会は ICRP の勧告と国際原子力機関 (IAEA) の基準をもとにした職業被ばく国際的な推奨値である 500mSv との整合を図るべきと提言し、3月には経済産業相や厚生労働相らの諮問に対して 250mSv が妥当だと答申。しかし、ICRP2007年勧告自体が、2011年3月の時点で、日本の法令になっていたわけではなく、福島第一原発事故のどさくさに紛れて取り入れたのでは。

日本の法令に取り入れることを検討する文部科学省放射線審議会の基本部会の7人のメンバーのうち、東京電力福島第一原発の副所長など、東京電力の関係者が2人も入っている
→原子力発電を推進する側の影響下に基準が検討。

2011年4月29日、放射線審議会基本部会のメンバーで内閣官房参与の小佐古敏莊 (東京大学大学院教授) が辞意表明

学校施設の利用基準が年間20mSvであることに対して、「この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたい」

→年間20mSvという基準が不適切。

放射線被曝研究自体が核開発をになう研究者たちによって推進

→核被災者を「データ」として扱い、

→被害の実態は隠蔽

→核被災自体を過小評価

◆17◆ICRP(International Commission on radiological Protection)とは

「放射線防護科学を公衆の利益のために進める独立した国際組織」

「イングランドとウェールズの慈善団体委託に登録された(登録番号1166304)慈善団体(NPO)」

→本当に公衆の利益を考えた慈善団体なのか。

1928年 IXPRC (International X-Ray and radium protection committee) 発足

1950年現在の名前で発足

ICRP 米国の核戦略の強い影響力を受けて発足

1950年に初会合が開かれたICRPは、米国放射線防護委員会(NCRP)議長のL・S・ティラーが中心となって組織された。

NCRPは1946年に発足し、広島・長崎の原爆を開発したマンハッタン計画で、プルトニウムを人体へ注射するなどの放射能人体実験にも携わったスタッフオード・ウォレン(同計画の医学部長)らが執行委員となっていた。またマンハッタン計画に従事した科学者たちが中心メンバーであった。

諮問・答申事項等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等に関する技術的基準について(平23.3.14 諒問, 平23.3.14 答申)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について(平23.3.14 諒問, 平23.3.14 答申)

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について(平23.3.16 諒問, 平23.3.16 答申)

◆18◆2021年7月27日 首相談話

「今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません。」

黒い雨による内部被曝の「科学的な線量推計」はできるのか?これまでの被爆者援護のための調査体制そのものが問題。これまでの被爆者援護のあり方そのものを見直す必要。内部被曝・残留放射能を無視した核兵器への認識は、米核戦略に追随。被爆者援護制度のあり方と相入れないどころか、被爆者援護制度に反してきたのは政府では。

被爆者援護法

「ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」

◆18◆厚生労働省 残留放射線について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/15e.html>

「また、初期放射線の他に、「残留放射線」もありましたが、原爆投下時から放物線状に急速に減少し、短期間でほとんどなくなりました。長崎では爆心地から100m地点での初期放射線量は約300グレイでしたが、原爆投下24時間後には0.01グレイ（3万分の1）まで減少したとされています。この残留放射線があったことを考慮して、原爆投下時には市内にいなかった入市者にも、幅広く被爆者健康手帳が交付されています。」

「これらの放射線量は、戦後60年間にわたる専門家達の研究によって得られた唯一の成果である「DS86」及び「DS02」に基づいています。残留放射線についても科学者が被爆地の土や建築資材などを採取して調査してきたデータに基づいているのです。科学的検証に基づいた最も信頼できるデータによっているのであり、原爆の威力を過小評価しているということではありません。原爆による死者は広島では約14万人、長崎では約7万人とも言われており、原爆の殺傷力、破壊力が甚大であることは間違いない事実です。また、最新の核兵器の威力は、64年前に世界初で開発された広島・長崎型の何万倍にもなり、広島・長崎に投下された原爆の何百万倍もの放射線を放出する恐るべき兵器であり、このような核兵器を世界中から廃絶すべきであることには変わりがないのです。」（厚生労働省サイトより）

◆ 19 ◆長崎原爆資料館

放射線の影響・・・人類はすでに西暦1500年頃、ヨーロッパの鉱山で放射線障害を経験していた。当時、「肺の奇病」とされた鉱山労働者の死亡原因は、労働環境中の天然の放射性物質によるものであった。長崎原爆の場合も、体の外から放射線を浴びたことに起因する障害のほか、放射性物質を体内に取り込み、体の内部から放射線をあびたことに起因する障害もあった。The Effects of Radiation Around the year 1500, worker in European mines suffered the effects of exposure to radiation. Referred to as “bergsucht,” the lung disease that killed miners was due to radioactivity occurring naturally in the work environment. People exposed to the Nagasaki atomic bombing suffered effects from exposure to both radiation from outside the body and radiation from radioactive substances taken into the body.

内部被曝・・・プルトニウムの核分裂反応でできた放射性物質を吸い込んだり、汚染物質を食べたりして、体内に取り込まれた放射性物質が出すべータ線やガンマ線。

Internal Exposure・・・Internal exposure occurs when radioactive substances produced by nuclear fission inhaled and /or ingested into the body emit beta and gamma rays.

爆心地からの距離と放射線量の関係・・・ガンマ線や中性子線の放射線量は、爆心に近いほど高く、「DS02」（2002年線量推定方式）で計算されている。「DS02」で求められるのは原爆から直接放出された放射線で、このほか放射性降下物による外部被曝や内部被曝もあるが、正確な評価はむずかしい。人間は約7グレイで100%死亡するので、1km以内の被爆者の場合、上部が建物の陰にでもない限り、生存は難しかった。実際には2km以遠でも障害が見られたので、直接被曝だけではなく残留放射線も含めて総合的に考える必要がある。

あると考えられている。

Correlation between Distance from the Hypocenter and Radiation Dose . . . The dose (amount) of radiation in the gamma rays and neutrons generated by the atomic bomb explosion, which is higher the shorter the distance to the hypocenter, is estimated by a method called "DS02" (Dosimetry System 2002). DS02 evaluates the dose emitted directly by the atomic bomb explosion, because it is difficult to accurately estimate other forms of radiation such as external and internal exposure to radioactive fallout. Since a 100% death rate occurs among humans at a dose of 7 gray, very few people could have survived within one kilometer of the atomic bomb hypocenter unless shielded by a sturdy building. Radiation sickness was noted among people exposed beyond 2km, a fact that indicates the need to take both direct exposure and residual radiation into account.

なぜ内部被ばくは隠されたのか？

国際法違反であることを隠すため

軍事機密情報だから

核兵器を「使える兵器」にするため

→核被災者の隠蔽の連鎖へ

◆ 20 ◆ 答弁書第九七号 内閣参質一九〇第九七号 平成二十八年四月十五日 内閣総理大臣安倍晋三 参議院議長山崎正昭殿

参議院議員白眞勲君提出政府が集団的自衛権の行使を認める中での核兵器使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書

我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している。また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、原子力利用は平和の目的に限り行う旨が規定され、さらに、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）上の非核兵器国として、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負っており、我が国は一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。その上で、従来から、政府は、憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によつても禁止されているわけではなく、したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではないが、他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものであり、このことは核兵器の使用についても妥当すると解しているところであつて、この法理上の考え方には変更はない。

◆ 21 ◆ 第190回国会（常会）答弁書 答弁書第一一四号 内閣参質一九〇第一一四号
平成二十八年五月二十四日 内閣総理大臣安倍晋三 参議院議長山崎正昭殿
参議院議員白眞勲君提出尖閣諸島における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の
使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書

我が国は、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に
に関する条約（昭和五十七年条約第六号。以下「生物兵器禁止条約」という。）及び化学兵器
の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成九年条約第三号。以下「化
学兵器禁止条約」という。）を締結しており、生物兵器禁止条約第一条において、締約国は、
いかなる場合にも、生物兵器を開発せず、生産せず、貯蔵せず若しくはその他の方法によつ
て取得せず又は保有しないことを約束する旨が、生物兵器及び化学兵器を使用しないこと
は、国際法上、我が国が負っている義務であり、これらの条約の適確な実施を確保するため、
細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等
の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第四条において、何人も生物兵器を所
持してはならない旨が、また、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七
年法律第六十五号）第三条において、何人も化学兵器を所持してはならない旨が、それぞれ
規定されており、我が国は、生物兵器及び化学兵器を使用し得ないこととしている。したが
って、御指摘の「武力行使の新三要件」の下においても、我が国が生物兵器及び化学兵器を
使用することはある得ないが、その上で、あえてお尋ねの憲法第九条との関係についての純
法理的な問題としては、先の答弁書（平成二十八年四月十五日内閣参質一九〇第九七号）に
おいてお答えしたところと同様である。

・生物化学兵器の場合・・・国際法上、我が国が負っている義務だから、生物兵器及び化学
兵器を使用し得ないこととしている。しかし憲法9条との関係で純法理的に「それを保有す
ることは、必ずしも憲法の禁止するところではない」としている

・核兵器の場合・・・憲法9条との関係で純法理的に「それを保有することは、必ずしも憲
法の禁止するところではない」

核兵器禁止条約に批准していない今の状況→日本は核保有の危険性

核兵器禁止条約への批准←日本の核保有の危険性を回避

生物化学兵器の場合 「生物兵器禁止条約」という。）及び化学兵器の開発、生産、貯蔵及
び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成九年条約第三号。以下「化学兵器禁止条約」と
いう。）を締結しており、「我が国は、生物兵器及び化学兵器を使用し得ないこととしてい
る。」

核兵器の場合・・・核兵器禁止条約は発効していない。

→「我が国」は、生物化学兵器のように、核兵器を使用し得ないこととしている、とすらい
えないのではないか。なおさら危険。

日本国憲法第9条では、「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認（1）日本国民は、正義と秩
序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力

の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」
→「抑止論」そのものは「武力による脅し」であり、核兵器そのものは「究極の武力」であるので、憲法違反。

→安倍晋三の核兵器観「小型核」の発想で「使える兵器」？

2002年5月13日 安倍晋三官房副長官演説（於：早稲田大学） 「核兵器使用は違憲ではない」

5月27日参院予算委答弁「自衛のための必要最小限度を超えない限り、核兵器であると、通常兵器であるとを問わず、これを保有することは、憲法の禁ずるところではない」

◆23◆ Jアラート

内閣官房ポータルサイト

https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/action_case.html#outside2

弾

NHKニュース 道ミサイル発射を想定し大学で避難訓練 岡山

2022年10月8日

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221008/>

Library of Congress

Duck and Cover

<https://www.loc.gov/item/mbrs01836081/>